

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

2019年10月より福祉・介護職員等処遇改善加算制度が開始されます。  
各事業所の介護サービスの加算種別及び対象職員につきましては、  
次のとおり運用しています。

### 【介護事業所】

- 介護老人保健施設陽光苑／介護老人保健施設
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）短期入所生活介護
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）通所リハビリテーション
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）短期老健
- デイサービスようこう　／通所介護

介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

対象職員： 天心堂に勤務して10年以上で、介護福祉士資格を有する職員とする。「経験・技能のある介護職員」いわゆる行政が区分するAグループを対象とする。

- 天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ戸次事業所／訪問介護
- 天心堂ホームヘルプステーションたんぼぼ戸次事業所／介護予防通所介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

対象職員： 介護福祉士資格あり：資格なし＝1対0.5の比率で実稼動時間にて配分とする（非常勤職員数が多いため）

- 天心堂デイセンター／地域密着型 通所介護
- 天心堂デイセンター／介護予防通所介護相当サービス

介護職員等特定処遇改善加算： 加算Ⅰ

対象職員： 天心堂に勤務して10年以上で、介護福祉士資格を有する職員とする。「経験・技能のある介護職員」いわゆる行政が区分するAグループを対象とする。）

